

19世紀末大不況期における イギリス本位制論争

— 1888年『金銀委員会最終報告書』分析 —

井 上 巽

I 序

イギリス経済史学の権威 W. カニンガムが「大分水嶺」Great Divide⁽¹⁾ と評した 19 世紀末のいわゆる大不況の過程において、イギリスの工業独占が崩壊の危機に直面するとともに、これを契機としてイギリス支配階級内部の政治的経済的利害対立が一挙に表面化し、各種の政策論争が世紀末のイギリス資本主義社会を震撼せしめるに到ったことは研究史上よく知られている事実であろう。就中、関税改革—帝国連合運動をめぐって展開された政策論争については、大不況期におけるイギリス支配階級の利害相剋を浮彫的に示すものとして研究史上注目されてきたと思われるが⁽²⁾、しかしその反面において、こうした関税政策論争と絡まり交錯しつつ、直接的には 19 世紀末における世界的な銀価の低落—金銀比価の変動ならびに大不況の深刻化を契機として、イギリス古典的金融制度の核心をなす金本位制に対して熾烈な挑戦を試みた複本位制 bimetallism の運動が高揚し、その結果いわゆる本位制論争

(1) W. Cunningham, *The Rise and Decline of the Free Trade Movement*, 1905, p. 85.

(2) 19世紀末大不況期におけるイギリスの関税改革—帝国連合運動については、高橋哲郎「『大不況』下のイギリス関税改革運動」『商学論究』22, 昭和33年; 遠藤湘吉編『帝国主義論』下, 昭和40年, 第3章, 第5節; 吉岡昭彦「商工業不況調査委員会報告書分析」川島武宜・松田智雄編『国民経済の諸類型』昭和43年; 同「イギリス自由主義国家の展開」岩波講座『世界歴史』20, 昭和46年; 桑原莞爾「イギリスにおける関税政策論争の背景」『法文論叢』28, 昭和46年, 等を参照.

standard controversy と呼ばれる一大論争が展開されるに到った事実については、従来わが国の研究史はもとより諸外国においても十分な注意がはらわれてきたとはいいい難く、研究史上いわば忘れられた論争として歴大な原史料とともに埋もれたまま放置されてきたといっても過言ではない。

小稿では、上の点に鑑みて、さしあたりイギリス本位制論争に関する根本史料の一つである1888年の通称『金銀委員会最終報告書』*Final Report of the Gold and Silver Commission*⁽³⁾ とその他若干の同時代人による文献⁽⁴⁾ を手懸りとしつつ、この忘れられた論争の一端を掘り起し、もって大不況研究のための一つのアプローチを試みようとするものである。その際念頭においた主たる課題は、(1) その性格において本来的に国際的論争の一環を構成するイギリス本位制論争の世界史的背景に注目するとともに論争の特殊イギリス的発現形態を明らかにすること。(2) それを前提として、前記報告書において提示されている諸論点を整序しつつ論争の理論的対決点を剔抉するとともに、そこに反映されている支配階級内部の利害相剋のあり方をイギリス資本主義社会の所得諸範疇に即して把握すること。(3) 最後に、論争の歴史的決着点を展望することによって、イギリス資本主義の帝国主義的構造推転の特質を見極めるとともに、併せて19世紀末大不況期を画期として展開した国際金融秩序の帝国主義的再編成を展望すること。以上の諸点の解明を通してイギリス本位制論争の歴史的意義を明らかにしたいと思う。

(3) 念のため、『金銀委員会最終報告書』の原文のフル・タイトルを掲げておくとらば次の如くである。*Final Report of the Royal Commission appointed to inquire into the Recent Changes in the Relative Values of the Precious Metals*, 1888. なお、小稿執筆に際して利用したのは、*The Monetary Problem, Gold and Silver* なるタイトルで1936年 R. Robey によって編集された版である。

(4) イギリス本位制論争に関する同時代人の文献、パンフレットの類は歴大な数に達するが、当面入手しえた主な文献を列挙すれば次の如くである。S. Smith, *The Bimetallic Question*, 1887; G. Howell, *Gold and Silver Commission: A Synopsis of the Final Report*, 1889; G. L. Molesworth, *Silver and Gold*, 1891; M. L. Darwin, *Bimetallism*, 1897; L. Farrer, *Studies in Currency*, 1898. その他、国際貨幣会議および各国の本位制論争に関する文献として、H. B. Russell, *International Monetary Conferences*, 1898; F. A. Walker, *International Bimetallism*, 1901; A. B. Hepburn, *History of Coinage and Currency in the United States*, 1903; H. P. Willis, *A History of the Latin Monetary Union*, 1901 等を参照した。

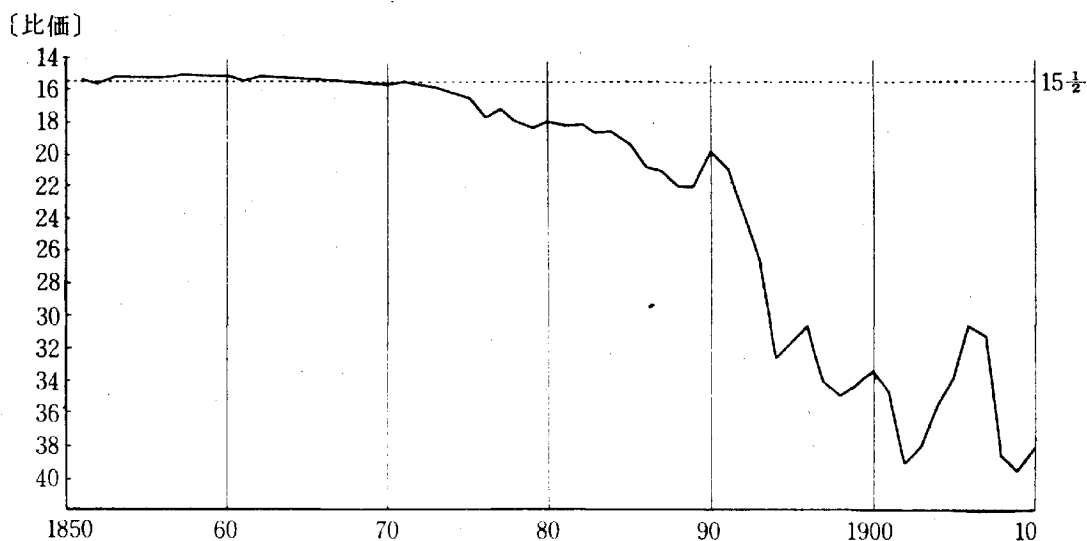
Ⅱ 金銀委員会設置の歴史的背景

〔1〕 大不況期における銀価低落と国際貨幣会議

19世紀末における大不況の開始と略時を同じくして始まった世界的な銀価の低落を契機として、世界貨幣たる金銀両金属間の比価が激しく変動し国際金融秩序の深刻な動揺が招来されるとともに、各国においていわゆる銀問題 silver question がそれぞれ独自の発現形態をもって表面化した。かかる事態に直面して欧米資本主義各国は国際複本位制 international bimetallism の協定によって銀価の落勢を人為的に抑止せんとして、1878年以来前後3回の国際貨幣会議 International Monetary Conference が開催されるに至った。以下では、行論の都合上さしあたり1878年と1881年に開催された二つの国際貨幣会議に焦点を合せて、その経緯を簡単に確認しておきたい。

1878年8月、パリにおいて開催された第1回国際貨幣会議⁽⁵⁾は、図1に示されているように70年代後半に到って急潮を加えた銀価落勢のもとで、各

図1 金銀比価の趨勢



〔J. L. Laughlin, *A New Exposition of Money, Credit and Prices*, Vol. I, App. II より作成.〕

(5) この点、すでに1867年にパリにおいて類似の国際会議が開催されている故、正確には第2回国際貨幣会議と呼ぶべきであろうが、前者は銀価低落開始前のことであって、その目的を異にしているため、当面の考察対象から除外した。なお1867年の会議については、Russell, *op. cit.*, chap. II をみよ。

国における銀問題の顕在化と複本位制運動の始動を背景としつつ、直接的にはアメリカにおける自由銀運動 free silver movement の一成果たるブランド・アリソン法 Bland-Allison Act 第2条の規定に基づいて、アメリカ大統領によって提唱されたものであった。⁽⁶⁾ この国際会議において主唱国アメリカの代表グロースベック W. S. Groesbeck は、(1) 銀の自由鑄造ならびに無制限法貨としての使用、(2) 国際協定による金銀比価の確定。以上の2点を骨子とする国際複本位制協定を提唱したが、これに対して、まず伝統的な金本位制国たるイギリスの首席代表ゴッシェン G. J. Goschen は「〔イギリス〕金本位制に抵触するいかなる提案にも賛成しえず」との見解を表明してこれを一蹴し、また1876年以来銀自由鑄造の停止を余儀なくされていわゆる跛行本位制 limping standard に移行していたフランスは、非公式にアメリカの提案に賛意を示しつつも、ラテン貨幣同盟 Union monétaire latin の団結維持の見地から積極的な態度表明を回避した。他方、1873年に金本位制を確立したドイツはこの国際会議への参加そのものを拒否する態度をとっていた。かくしてアメリカの国際複本位制提案に賛意を表明した国は、わずかに幣制紊乱中のイタリーのみという予想外の結果をもって、第1回国際貨幣会議は空しく閉幕されたのである。⁽⁷⁾ しかるにその後、1879年を画期とした不況の深刻化と引き続く銀価低落によって、とりわけヨーロッパ主要諸国は銀問題の一層の深刻化と複本位制運動の本格的な高揚に直面することとなった。まずイギリスにおいては、後に詳論するように、銀問題は銀本位制を採用するインドとの間の為替相場問題という独自の発現形態をとって現われたが、銀価低落に伴う為替不利の結果、綿製品輸出を中心とした東洋貿易が打撃を受けるとともにインド政府の財政的困難が招来され、かくして1879年以降リヴァプール商業会議所 Liverpool Chamber of Commerce に結集した東洋

(6) アメリカにおける自由銀運動—複本位制運動とブランド・アリソン法については、*Ibid.*, chap. IV; Laughlin, *op. cit.*, chap. XIV; Hepburn, *op. cit.*, chap. XII. および齊藤利三郎『国際貨幣制度の研究』昭和15年、第5章を参照。

(7) 第1回国際貨幣会議の経過に関する詳細は、Russell, *op. cit.*, chap. V; Willis, *op. cit.*, pp. 176-192. および齊藤利三郎、前掲書、第5章を参照。

貿易資本を軸として複本位制運動が熾烈化するに到った。他方ドイツにおいても、銀価落勢下で強行された銀売却政策によって帝国財政の危機が招致され、1879年遂に銀売却の中止を余儀なくされるとともに、農業不況の重圧に直面したユンカー階級を中心に複本位制運動が漸次浸透しつつあった。さらにフランスもまた銀価下落の影響を最も深刻に蒙ることになった。すなわち1879年以降ラテン同盟諸国の減価した銀貨の流入が激増し、他方では金の対米流出の急激化によって、フランス銀行の正貨準備は銀の過剰と金準備の激減という危機的状況に直面するに到った。以上の如きヨーロッパ主要諸国における銀問題の未曾有の深刻化と複本位制運動の国際的高揚を背景として、直接的にはフランス政府の呼びかけによって新らたな国際貨幣会議の招請に関するフランス・アメリカ両国政府の合意が成立し、かくして1881年4月、再びパリにおいて両国政府の主唱により『確定比価に基づき金銀両金属を複本位制通貨として使用することを国際協定によって確立するための計画ならびに組織』を協議するための国際貨幣会議が開催され、これを舞台として各国間で激しい論争と政治的駆け引きが展開されることとなった。紙幅の関係上この国際会議の経緯について詳しく立ち入る余裕はないが、当面注目しておきたい点はイギリスおよびドイツの代表がともに上記提案に基づく国際複本位制協定への参加を原則的に拒否しつつ、これに代ってそれぞれ自国の金本位制に抵触せざる限りでの銀需要拡大策を内容とした若干の譲歩案を提示したことである。会議はこの英・独両国の新提案をめぐって紛糾したが、明らかに自からは金本位制の原則を堅持しつつ、アメリカおよびラテン同盟諸国の複本位制への復帰を促し、もって銀問題を他力的に解決せんとする意図を秘めたこの譲歩案は、結局アメリカ、フランスの拒否するところとなり、かくて第2回国際貨幣会議もまた何ら見るべき成果を生むことなく終止符が打たれるに到った。⁽⁸⁾

(8) 以上の第2回国際貨幣会議の開催に到る経緯、とりわけイギリス、アメリカ、ドイツ、ラテン貨幣同盟等各主要資本主義国における銀問題の発現形態および会議の経過に関する詳細については、Russell, *op. cit.*, chap. VIを参照されたい。

以上の如く、1878年と1881年の二度にわたる国際貨幣会議が各国の利害相剋によって空しく失敗に帰し、国際複本位制協定への試みが事実上最後の挫折した後、欧米諸列強は高率保護関税＝カルテル関税政策と金に対する打歩政策の強化を楯杆として熾烈な金獲得競争 *struggle for gold*⁽⁹⁾ を展開するとともに、他方逆に各国の複本位制運動は1880年代中葉に到ってむしろ拍車がかげられることとなり、かくして国際的対抗と国内的矛盾の一層の尖鋭化が招来されるに到った。しかもここで特筆すべき点は、上の如き諸矛盾の激化が、関税改革＝帝国連合運動の高揚にもかかわらず、あくまでも伝統的自由貿易政策を固持するイギリスにおいてとりわけ鋭い形をとって現われ、いまやイギリスにおける複本位制運動とこれをめぐる本位制論争の動向が国際的な本位制問題の一つの焦点として浮彫りにされたことである。以上の点に鑑みて、以下ではやや視角を限定し、この段階におけるイギリス複本位制運動の動向に注目しつつ、1886年のイギリス上院における金銀委員会設置に到る経緯を概観することにした。

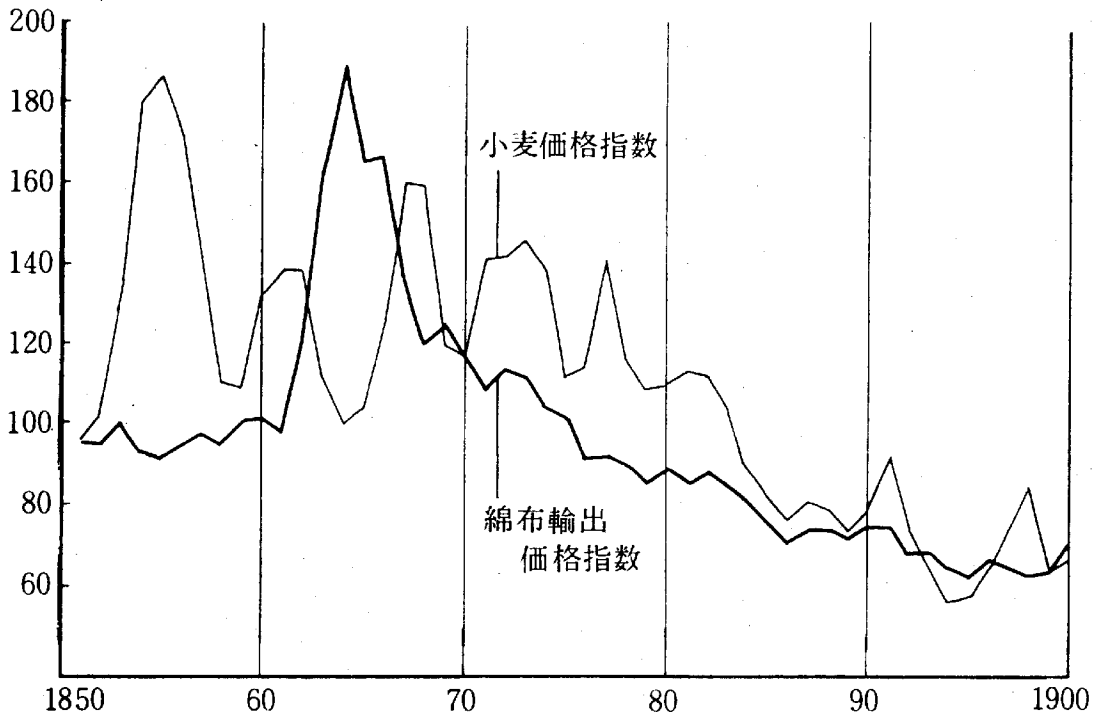
〔2〕 イギリス複本位制運動の高揚と金銀委員会の設置

1880年代に入ってイギリス国民経済は同年代初頭における微弱な好況局面を経過した後、図2に示されているように、1882年恐慌から86年の不況の底に到る累進的な物価下落とその後の低迷に象徴されている深刻な永続的不況局面に直面することとなった。こうした乱雲低迷の80年代において、一方では周知のように国民公正貿易連盟 *National Fair Trade League* の結成(81年)とこれと連繫した帝国連合同盟 *Imperial Federation League* の成立(84年)、さらにまたイギリス上院における「商工業不況調査勅命委員会」の設置(85年)等に象徴されるイギリス関税改革＝帝国連合運動の一大躍進が現出した⁽¹⁰⁾が、他方これと略並行して80年代中葉における銀価の一層の崩落(図1参照)と如上の物価急落を契機としつつ、イギリス複本位制運動もまた再び本格的な高揚期を迎えるとともに、この段階においてさらに新ら

(9) *Ibid.*, pp. 333-334.

(10) この点については、吉岡昭彦、前掲、「イギリス自由主義国家の展開」33-36頁をみよ。

図2 イギリスの綿布輸出価格・小麦価格の動向 (1850年=100)



[エリ・ア・メンデルソン『恐慌の理論と歴史』飯田貫一他訳, 第1分冊, 付録統計第13表より作成。]

たな質的飛躍を遂げるに到った。すなわちまず第1に, さきに指摘せる如きインド為替問題が銀価の急落によってその深刻さの度合いを加えるにつれて, インドを中心とする東洋市場への依存度を強めつつあったマンチェスターの綿業資本家のなかにも複本位制運動が急速に浸透して, 東洋貿易資本と綿業資本の緊密な連繫が成立するとともに⁽¹¹⁾, 他方外国穀物の流入によって穀物価格が惨落し(図2参照), 地代範疇の危機に直面しつつあった地主階級が農業不況の打開策を求めて複本位制陣営に合流し, 運動の強力な一翼を構成するに到ったことである。次に第2に, こうしたイギリス複本位制運動の質的飛躍に伴って運動組織体の独自の本格的整備が進行した事実が注目されよう。すなわちまず1885年マンチェスターにおいて国際貨幣本位制協会

(11) Russell, *op. cit.*, pp. 332, 362.

(12) 19世紀末におけるイギリスの農業不況の実態については, 当面, 常盤政治『農業恐慌の研究』昭和41年, 第2篇, および椎名重明「農業大不況——その実態分析——」『土地制度史学』50, 昭和46年; 同「農業不況と農業恐慌」『土地制度史学』51, 昭和46年を参照。

International Monetary Standard Association と呼ばれる運動組織が結成されるに到ったが、この組織は翌 86 年 1 月の年次総会における改組決議によって発展的に解消され、同年新たに前イングランド銀行総裁 ギブス H. H. Gibbs を会長とする複本位制同盟 Bimetallic League が発足した。マンチェスターに本部を置き議会对策委員会 Parliamentary Committee とシティ対策委員会 City of London Committee を配置した全国的組織として改組されたこの複本位制同盟は『一定の比価による金銀の自由鑄造を国際協定によって確立するため、他の主要諸国との協力の必要性をイギリス政府に要請する』との綱領を掲げて、各種のパンフレットを発行しつつ一大キャンペーンを繰り広げた。⁽¹³⁾以上、かくしてイギリス複本位制運動は、リヴァプール商業会議所を拠点とした東洋貿易資本中心の局限された運動から、いまやイギリス最大の産業部門たる綿業の資本家層とイギリス支配階級の伝統的牙城たる土地貴族とをその陣営のうちに抱摂するとともに、全国組織たる複本位制同盟の統一的な指導を受ける一大国民運動へと飛躍を遂げ、また議会においては保守党の支持を受けて強力な政治的影響力を発揮するに到ったのである。

80 年代中葉における以上の如き複本位制運動の画期的高揚を背景として、1886 年 7 月の総選挙で勝利をえて成立した保守党第 2 次ソールズベリ内閣のもとで新たに大蔵大臣に就任したチャーチル卿 Ld. R. Churchill は、複本位制運動に対する好意的見地から同年 9 月、一般に金銀委員会と略称される「貴金属比価の最近の変動に関する調査勅命委員会」の任命を宣言し⁽¹⁴⁾た。当初この委員会は著名な複本位制論者であった保守党のバルフォア A. J. Balfour (第 2 次ソールズベリ内閣のスコットランド担当大臣) を委員長として構成されたが、後に 1887 年 5 月改組を受けて、金本位制論者であった自由党の

(13) イギリスにおける複本位制同盟の結成経過ならびにその組織・綱領・運動の実態を詳細に究明することは、史料的に極めて困難であったといわねばならないが、さしあたり手懸りとなりえた史料は、Molesworth, *op. cit.*, pp. 49, 117-123; *The Bankers Magazine*, Vol. XLVI, 1886, pp. 176-177.

(14) Russell, *op. cit.*, pp. 343-344.

ハーシェル卿 Lord Herschell (第3次グラドストーン内閣の大法官) が委員長に就任するとともに本格的な証人喚問と調査作業を開始し、略2年後の1888年10月、全3部からなる最終報告書を提出するに到った。⁽¹⁵⁾ いま、この最終報告書の構成とその概要についてあらかじめやや立ち入って確認しておくならば、まず第1部 Part I は12名の全委員の署名になる共通報告書で、その性格上比較的一致点の多い銀価低落に関する客観的事実の解明に力点を置きつつ、対立意見については各論点を整理してこれを併記している。他方第2部 Part II は、表1から判断されるように自由党政治家、経済官僚、シティの銀行家等を含む6名の委員による報告書であるが、委員長ハーシェル卿の署名を含む故一般に多数意見報告書と看做されており、内容的には銀価低落の『諸影響』effects に関する批判的検討と国際複本位制に対する詳細な反論部分から構成されている。これに対して第3部 Part III は、表2から確

表1 多数意見報告書署名委員

Lord Herschell	第3次グラドストーン内閣大法官 (委員長)
C. W. Fremantle	造幣局副長官
J. Lubbock	シティの銀行家
T. H. Farrer	商務院事務次官, 後金本位制擁護連盟創立者
J. W. Birch	イングランド銀行前総裁
L. H. Courtney	ロンドン大学教授, 後自由党議員

[Robey, *op. cit.*, introduction, pp. xxiv-xxv, その他より作成。]

表2 少数意見報告書署名委員

L. Mallet	インド省事務次官
A. J. Balfour	第2次ソールズベリ内閣スコットランド担当大臣, 保守党指導者
H. Chaplin	第2次ソールズベリ内閣農務院長官
D. Barbour	前インド政府財務長官
W. H. Houldsworth	保守党議員, マンチェスターの綿業資本家
S. Montagu	保守党議員, 銀行家 (詳細不明)

[Robey, *op. cit.*, introduction, pp. xxiv-xxv, その他より作成。]

(15) 以上の点については, Robey, *op. cit.*, introduction, pp. xxiv-xxvi; Howell, *op. cit.*, pp. 1-3.

認されるように保守党政治家（地主的利害の代表者を含む）、インド政府関係者、綿業資本家、銀行家等6名の委員による少数意見報告書であり、銀価低落によって招致された『諸害悪』 evils を克明に検証するとともに、その救済策として国際複本位制協定の締結を勧告している。以下では、こうした点に留意しつつ多数意見および少数意見の立論の特徴と両者の理論的対決点を整理、紹介してゆくこととしたい〔なお、以下の叙述の典拠については、各部別(I, II, III)のパラグラフ番号をもって指示する〕。

Ⅲ 報告書の分析

〔1〕 銀価低落の原因把握について

銀価すなわち金によって度量された銀の価格 gold price of silver の変動と低落の諸原因に関しては、主として共通報告書において克明な事実分析と論点の整理が行われている。それによれば、銀価低落の原因については、(1)『銀に影響する諸要因』、(2)『金に影響する諸要因』、(3)『両金属に影響する諸要因』という3つの側面から検討が加えられているが、以下では主として(1)、(2)において提示されている主要論点を中心として簡単に紹介しておきたい。

まず、銀価低落の原因として注目された『銀に影響する諸要因』とは、これを一言にすれば1870年代以降における銀の需給関係における変化を意味していた。すなわちまず少数意見によれば、(1)アメリカの銀鉱山の開発によって世界の銀産出量が一挙に増大するとともに、1873年以降におけるドイツの銀売却政策によって、世界の銀供給量は激増したにもかかわらず〔I-12, 13〕、(2)他方、ドイツ、オランダ、ラテン同盟諸国における銀の自由鑄造の停止ならびにインド省手形 Council Bills によって代置されたインド向銀輸出の減少により、1873年以降各国の銀需要は累減するに到ったこと〔I-14~16〕。(3)以上の如き銀の需給関係の変動によって招来された世界的な銀過剰は、ラテン同盟諸国における両金属の法定比価(15½:1)の廃絶に追い込むとともに、またこの廃止によって市場比価の安定機構が最終的に失わ

れ、かくして両兩相俟って銀価の低落に拍車がかけられるに到った〔I—18～21〕。以上のような少数意見による原因把握に対して、多数意見の側からは、(1)指摘されている如き銀産出量の増加分は現存する世界の銀総量からみて僅少にすぎず、銀の需給関係に影響をおよぼす決定的な要因とは認めがたいこと。(2)また銀需要の減少については、ブランド・アリソン法の制定以降におけるアメリカの銀需要増大という反対要因が存すること。従って少数意見の指摘する如き諸要因のみからは現下の25～30%に達する銀価低落を説明しつくすことは困難である旨の部分的な反論が示されている〔I—22～26〕が、しかしこれに代りうる積極的な原因把握に関する論点提示はなく、総じて以上の問題点に関する限りでは少数意見と多数意見の間には本質的な見解の対立はなかったものと看做される。

これに対して、『金に影響する諸要因』によって銀価の低落を説明せんとする論点については意見の鋭い対立が看取される。まず、この点に関する少数意見の基本的見地は、『金はその果すべき役割に比して相対的かつ絶対的に不足しており、従って商品と銀——銀も商品と考えられる限り——に対してそれ〔金〕の比価は往時よりも高騰する傾向にある』〔I—32〕という貨幣数量説的見地からする金騰貴説であったことが注目されよう。さらに、如上の命題を立証するために少数意見は、(1)1870年代以降における金産出量の世界的な減少傾向を統計的に確認するとともに〔I—34, 35〕、(2)他方、金需要増大の諸要因として、(a)1878年を画期とするアメリカの金輸出国から輸入国への転換、(b)ドイツ、スカンディナヴィア諸国、オランダ、イタリーへとつぎつぎに波及するに到った金本位制採用国の増加、(c)工業用金需要の増大、(d)各国政府および諸個人による金蓄蔵の増大、等の諸事実を列挙して詳細な説明を加えている〔I—35～42〕。こうして少数意見によれば、銀の需給関係における変化とは正に逆に金の供給減少と需要累増とによって金価格が騰貴するとともに、これに逆比例して金を尺度とする銀価(ならびに物価一般)の下落が招来されることとなった。他方、これに対して多数意見は如上の少数意見による金騰貴説を真向うから否定しつつ、その根拠を大要次の如

く説明する。(1)金産出量の世界的減少は、それが仮りに事実であるとしても、現存する世界の龐大な金総量に比較してその減少分は微微たるものにすぎない。(2)イングランド銀行支店の増設、小切手、郵便為替、電信為替等の普及あるいはまた大陸諸国における銀行業務と手形交換制度の発達等々にみられる信用制度の飛躍的な整備発展によって金はより迅速かつ効率的に機能するが故に、世界の商業的取引に必要とされる金量はむしろ減少する傾向にある。(3)金は各国間で相互に流出入を繰り返すが故に、金に対する『真の需要』は予想されるよりもはるかに僅少にすぎず、従って少数意見によって指摘されているが如き金に対する新需要は著しく誇張されたものである。(4)最後に、『通貨的用途に対する金の供給度を示す確実な指標』と看做される利子率は低位かつ安定的であって、この点からも金の供給不足という主張は否定される〔以上、I-44〕。かくして、金の需給関係をめぐる事実認識は真向うから対立し、少数意見の主張する金騰貴説は論争の1焦点となるに到ったが、かかる対決はまた、次節で紹介するように物価問題をめぐる論争の序曲をなすものであった。

〔2〕 銀価低落の諸影響について

銀価の低落に伴う諸影響または諸害悪については、共通報告書において詳細な論点整理がなされていると同時に、少数意見と多数意見の両報告書でもそれぞれ鋭い論点提示と相互批判が展開されている。提示されている問題は広範多岐にわたり、かつ相互に複雑に交錯しているが、便宜上、(1)為替変動問題、(2)インド為替—貿易問題、(3)物価下落問題、(4)インド政府の財政問題、に分割整序して順次考察してゆくこととしたい。

(i) 為替変動問題 各報告書では銀価の慢性的低落によって招来された金銀比価の不断の変動が、銀価の低落そのものとはひとまず区別されて独自の論点を構成している。いうまでもなく、こうした金銀比価の不断の動揺は金本位制国と銀本位制国との間の為替相場の絶えざる変動と為替不安を惹き起し、これら両国間における貿易決済上または資本輸出入に関して一定の障害を生み出すであろう。ところで特徴的な点は、こうした為替不安問題に関

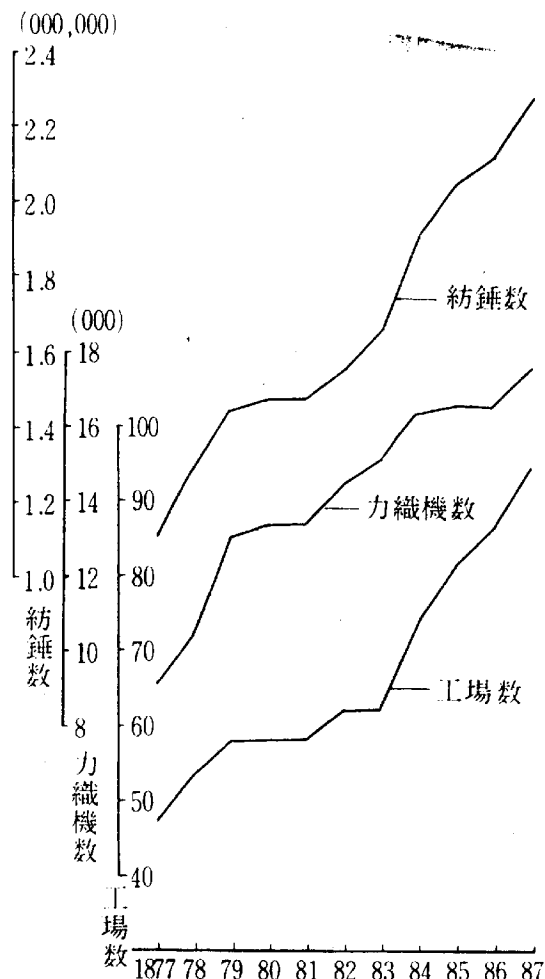
する限りでは少数意見と多数意見との間には本質的な見解の相違がないことであって、従って以下ではより詳細な説明を加えている多数意見の立論に即して紹介しておきたい。それによれば、(1)本位制度を異にする2国間の貿易に関与する貿易商ならびに為替銀行は、金銀比価の動揺に伴う為替相場変動によってリスクが増大し、その結果、かかる2国間の貿易は輸出と輸入が同時に契約されるバーターの取引に限定される傾向が生ずる〔II—5, 6〕。なお、以上の点に関連して共通報告書ではさらに次の如き指摘がある。すなわち、如上の貿易上のリスクは輸出入の流れが不均衡な場合にとりわけ顕著であるが故に、例えばイギリスの対インド貿易よりはむしろ、中国向輸出ないし中南米への輸出がより深刻な影響を蒙るとともに、対蹠的に銀本位制国相互間の貿易、例えばインドの対中国・日本向輸出が促進され、その結果、これら諸国に対するイギリスの輸出の停滞に一層の重圧を加えることになる〔I—69, 72〕。(2)次に、上の如き為替不安はまた、金本位制国から銀本位制国への資本輸出に対する重大な制約条件をなすものであり、このためイギリスのインド・中国向海外投資は停滞し、イギリス国内では資本の過剰が招致されるに至った〔II—13〕。以上、少数意見はもとより多数意見によっても、金銀比価の動揺に伴う為替相場変動がイギリスの貿易と資本輸出上の障害として認識され、その問題性が強調されている点に止目しておきたい。

(ii) インド為替=貿易問題 前章でも示唆したように、イギリス本位制論争を惹き起すに至った直接的契機となったのは、銀価低落に伴って招来されたインド為替=貿易問題であった。金本位制国イギリスと銀本位制を採る植民地インドとの間の為替相場は「両金属の相対的な価値変動に依存」(マルクス)し、銀価の落勢は直ちにイギリスにおけるインド為替相場の低落、逆に表現すればインドにおけるポンド為替相場の騰貴を恒常化するであろう。こうしたイギリス側の為替不利によってイギリスの東洋向輸出産業、とりわけ東洋市場への依存度を強めつつあったランカシャー綿業は深刻な影響を蒙ることとなった。この点に関して少数意見報告書は次の如き実例を挙げて説明を加えている。例えば、イギリスの輸出商が10,000ポンドの綿製品をイ

インドに輸出しかつ1ルピーが2s.とすれば、インド側の輸入価格は100,000ルピーとなるが、いま銀価が25%下落したと仮定すればルピー相場は1s.6d.に低落し、その結果、インドの輸入価格は133,333ルピーに騰貴するであろう。かくして少数意見によれば、ランカシャーの製造業者が従来通りインド市場を確保し続けるためには綿製品輸出価格を25%すなわち7,500ポンド=100,000ルピーにまで引き下げることが甘受せねばならず、さもなければインド現地における綿業の発達を拱手傍観せねばならぬこととなる、と強調している〔III—9〕。現に少数意見によれば、近年インド綿業とりわけ紡績業の躍進はめざましく、その結果イギリスの中国・日本向綿糸輸出の減退とは対蹠的なインドの綿糸輸出の驚異的増加が進行していた〔図3、図4参照〕。

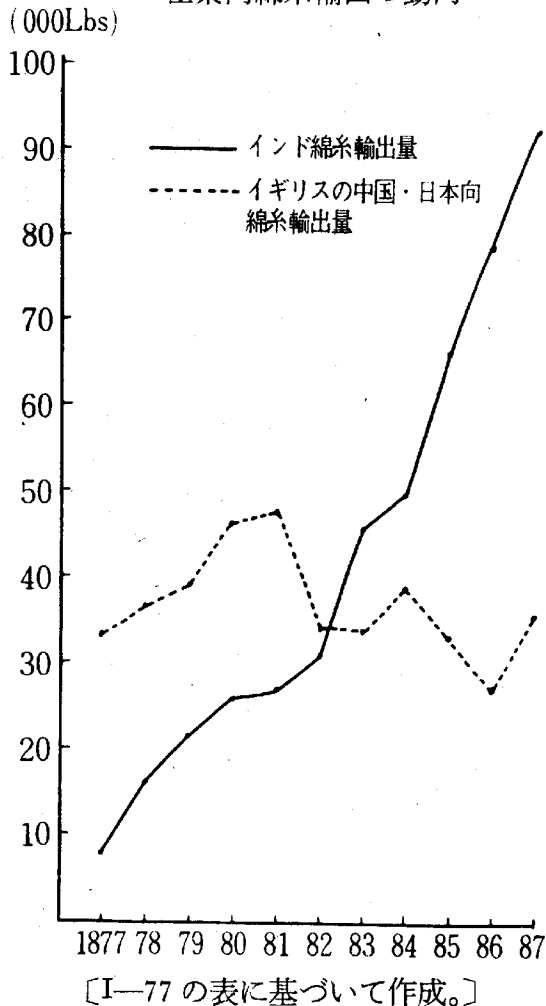
いまや、ランカシャーの綿業資本にとって植民地インドの綿業を双葉のうちの一刈取ってアジア市場を自己の輸出市場として掌握するために、インド為替問題を解決することが、正に焦眉の現実的課題として認識されるに到ったのである。〔以上の点に関連して、同時代史家 T. エリソンの次の如き指摘を掲げておきたい。「アメリカおよびヨーロッパ大陸における〔綿業の〕競争によって、わが国の貿易は制限を受けたが、それ以外の広大な世界市場におけるわれわれの顧客がうばわれることはなかった。この点でわれわれの最も恐るべき競争者はインドである。……最近では、インドの綿糸と綿布とりわけ綿糸は中国、日本その

図3 インドにおける木綿工場数・紡錘数・力織機数の増加



〔I—76の表に基づいて作成。〕

図4 インドおよびイギリスの
極東向綿糸輸出の動向



他の極東市場で大量に販売されている。従ってマンチェスターにとって、ヨーロッパ大陸やニューイングランドの競争者よりもインドの競争のほうがより一層脅威的であることは疑問の余地がない」と。T. Ellison, *The Cotton Trade of Great Britain*, 1886, p. 105.]

如上の主張に対する多数意見の反論は、その基調を著しく異にしていた。多数意見の立論の特徴は少数意見によって提起された諸論点をすべて綿製品の価格下落問題に還元しつつ、これを一般的な物価下落の原因究明の一環として位置づけ説明する点にあった。その詳細は次項に譲るが、さしあたり綿製品の価格低落について次の如き指摘に注目しておきたい。多数意見はまず、『為替相場

の変動がある程度貿易上の障害になっていることは否定しない』と述べつつも、『ランカシャーにおける価格下落のすべてまたは大半を上の一因に帰することは誤りである』と断定し〔II-90, 91〕, そのうえで綿製品価格下落の主たる要因としては、(a)原棉価格の低落、(b)輸送費の低下、(c)機械の改良による生産費の低落、(d)労働生産性の向上、以上の諸要因に求められるべきことを力説しつつ、しかも『これらすべての変化によって、製造業者は自己の状態〔＝利潤〕は不変のままにインドの購買者には大幅な価格の引き下げをもって販売することが可能となった』という極めて楽観的な見解を表明しているのである〔II-91〕。

(iii) 物価下落問題 19世紀末のイギリスにおける慢性的な物価下落は

大不況期を特徴づける最も深刻かつ顕著な現象であり、その原因把握をめぐる問題は当該金銀委員会における最大の論争点であったといえよう。この物価問題について共通報告書は、まず少数意見の基本的見地を次の如く要約している。いわく、『諸商品の価格は金を尺度としたこれら商品の価値に他ならず、また価格はさしあたり金と諸商品の関連を標示し、かつその関連は各時点における商品量と金の量とによって決定される。それ故に物価下落は金の不足と同義である』と〔I—46〕。すでに前節においても示唆せる如く、少数意見の物価問題把握の基本線は上の如き貨幣数量説的見地からの金騰貴—物価下落説であり、この点で後述する多数意見の理論的観点とは決定的に対立するものであったことに止目しておきたい。ところで、少数意見報告書では、如上の金騰貴—物価下落説を再確認したうえで、就中、深刻化しつつあった物価下落の社会的影響に重大な関心を寄せつつ、これに関する克明な分析を展開しているが、その主な論点は大要次の如くである。(1) 所得税報告書によれば、過去15年間にイギリスの人口は急増しまた商品生産量はほぼ全分野において飛躍的な増大を遂げたにもかかわらず、所得総額はほとんど増加を示していない。(2) イギリスの工業および農業地帯において、賃金率の圧下、雇用の不規則性による賃金の絶対額減少、完全失業の増大等が進行しつつある。(3) 利潤と賃金の低落によりイギリスにおける購買力は縮減しつつある。(4) 金騰貴によって国家と産業が負担すべき国債、社債等の固定的経費が増大するが、他方これによって利益を享受する確定所得者はイギリス全人口の極小部分にすぎない。(5) 最後に、世界的な規模の物価下落によって各国は自由貿易政策を放棄し、保護主義への志向を強化することとなる〔III—27〕。以上、少数意見は物価低落によって招致された社会的、経済的禍害について注意を喚起しているが、就中、工業・農業地帯における賃金圧下と失業増大および利潤の減少等の指摘にみられる深刻な不況認識、ならびに確定所得者—金利生活者に対する鋭い非難が印象的であろう。

他方、これに対して多数意見の立論は、上来示唆してきたようにその理論的見地を著しく異にし、問題把握の鋭い対照性を示している。共通報告書の

克明な論点整理によれば、多数意見はまず、価格低落は全商品に共通する普遍的現象ではなく商品別に顕著な差異が存する故に、かかる部分的な物価下落を貨幣的要因によって一元的に説明せんとすることは明らかに誤謬であると断じ、物価下落の原因は個々の商品について個別かつ具体的に分析されるべき旨を力説しつつ、同時にその際考慮されるべき一般的な分析視角として次の如き諸項目を総括的に列挙している。(a)物価下落期に尖鋭化する諸資本間の競争戦、(b)商品生産量の急増と生産費の低下、(c)運輸・通信手段の発達と費用の軽減、(d)欧米諸国における生産力の発展と国際的競争戦の激化、(e)信用制度の発展と資本の効率化、(f)銀価低落に伴う銀本位制国からの輸入品の価格低下〔I-61〕。以上、みられるように貨幣的要因が一部加味されているとはいえ、明らかにその核心的部分は生産力的発展と競争戦の激化という認識であり、その基調は端的にいって生産力説と規定しうるのではあるまいか。ところでさらに、以上の如き理論的見地に立脚する限り、物価下落の社会的影響についても少数意見とは著しく異なる認識が表明されたことは当然といえよう。この点に関して、再び共通報告書の整理によれば、多数意見の見解は次の如くであった。(1)物価下落は消費者の利益であり、また特に労働者階級にとっては実質賃金の上昇をもたらす。(2)物価下落期においては商業活動は慎重となりまた需給関係は安定的であるが故に、商業恐慌と貿易上の攪乱は防止される。(3)さらに物価下落期には生産費引き下げのための創意工夫と資本の節約が促され、社会に対する物質的寄与を生み出す。(4)また、物価高騰期に海外へ投資されたイギリスの資本は物価下落期において『真の報酬』real return を獲得するが故に、物価下落はイギリスの国家的利益となる。(5)利潤の減少は借入資本の利子率低下によってある程度相殺されうる〔I-95〕。以上、少数意見とは正に対蹠的な楽観的認識が開陳されているが、とりわけ物価下落との関連でイギリスの海外投資利害の一端があざやかに露呈されている点に併せ留意しておきたい。

(iv) インド政府の財政問題 銀価低落の影響に関して論ぜられた最後の問題点は、インド政府が直面していた深刻な財政的困難に関するものであ

た。まず、この点についての共通報告書の説明によれば、(1) インド政府財政は、銀による租税収入を歳入の基礎としているにもかかわらず、歳出の多くは本国経費 home charge 等の金による対外支払いによって占められるという特殊構造をもち [I-103]、(2) 従ってインド政府は、かかる龐大かつ固定的な金債務の支払いのためロンドン市場において銀を金に換える必要に迫られたが、既述の如き銀価低落の急激化に伴いインド政府財政は甚大な損失を蒙るとともに、その結果、歳出額が累増しインド納税者の負担増大が招致されるに到ったという [I-104]。以上の如き共通報告書の問題指摘に対して、少数意見報告書は全面的な賛意を表明しつつ、インドにおける増税問題を中心に若干の補足を加えているが [III-13~16 参照]、ここで就中注目される事実は、多数意見報告書における次の如き見解表明であろう。すなわち、『銀価の慢性的な低落がインド政府財政にあたえた憂慮すべき影響については意見の対立はありえない。もしも歳出上の節約がなく、また財政赤字が回避されるべきとすれば、ルピー相場の低落に応じて追加的課税が必要となろう』 [II-101]。またいう、『われわれはインド政府が直面している〔財政的〕困難についても、さらに追加課税が惹起す深刻な問題についても充分なる認識を有するものである』と [II-102]。かくして、多数意見もまたインド政府財政に対する何らかの救済措置の必要性を承認しているが、但しかかる救済措置が『他の利害に対する不公正を伴ってはならず、また別の同程度の禍害と不都合を招致するものであってはならない』 [II-102] との厳しい限定条件が附され、問題の解決策に関して少数意見との間に厳然たる一線が画されている点に留意すべきである。

〔3〕 救済策について

以上に紹介してきた銀価低落の諸原因、諸影響に関する少数意見と多数意見の間の理論的見地ならびに事実認識における対立は、究極的には、救済策として提起された国際複本位制協定の是非をめぐる鋭い政策論的対決へと収斂するものであった。以下ではまず、少数意見報告書において勧告されている救済策の概要を確認し、続いてこれに対する多数意見報告書の批判論点な

らびに若干の提言について紹介してゆくこととする。

まず、少数意見が救済策として国際複本位制協定の締結を勧告するに到った論理的前提については、すでに上来の分析から明白であろうが、念のためここで再度、やや悲壮味を帯びた次の如き指摘を挙げておこう。いわく、『〔金銀〕両金属間の連繫を再確立せんとする試みが失敗に終るならば、恐らく世界の商業諸国家は一斉に金単本位制への傾斜を強めるであろう。かかる方向への第1歩が踏み出されるならば、勿論現存するすべての害悪は累加され、必ずや世界の進歩にとって最悪の結果が招致されるに違いない。これ以上の銀価の低落は一瞬のうちにインドにおける重大かつ計り知れぬ禍害を惹起し、他方一層の金騰貴〔＝物価下落〕は国内において致命的な結果を生み出すであろう』〔III—83〕。このような認識に基づいて少数意見報告書が勧告した国際複本位制の大要は、(1) 両金属の自由鑄造と法貨認定および金銀比価を国際協定に基づいて確立する。(2) 国際的に採用されるべき比価とその他詳細にわたる事項は、今後各利害団体の間での検討と折衝に委ねられるべきである。(3) このために、イギリス政府は国際貨幣会議の開催ならびに国際複本位制協定の締結に関する欧米主要各国の意向を打診すべきである〔III—34, 35〕。以上、この勧告の内容については、も早や贅言を要するまでもあるまいが、一点留意しておきたいことは、勧告されている救済策においては採用されるべき金銀比価の具体案は留保されている事実であって、この点では少数意見の内部においても意見の相異があったことを示唆しているように思われる。

これに対して多数意見報告書は、少数意見による勧告では上記の如く採用されるべき金銀比価の具体案が留保されている点に鑑みて、国際複本位制協定を(1) 市場比価 market ratio を基礎とする案、(2) 15½:1の旧比価 old ratio に基づく案、の2種類に大別し、それぞれについて検討を加えつつ徹底的な批判を展開している。まず第1に、市場比価に基づく国際複本位制協定案に対する多数意見の評価は大要次の如くである。(1) 国際協定が成立し、かつ各国が複本位制の根本主旨を厳格に遵守するならば、市場比価は新法定

比価に収斂することによって為替相場安定が達成される可能性がある〔II—109〕。(2)しかし如上のメリットにもかかわらず、幣制の改革は従来と同等またはより深刻な禍害を惹起す危険性がある。就中、『世界の金融的中心地たるイギリスの地位は、イギリスが金本位制国でありかつ長年これを堅持してきた事実に依存している』のであり、『わが国が享受している金融的地位…に抵触する如何なる危険性も輕輕しく遇されてはならない』〔II—113〕。(3)さらに、一層現実的な可能性は、仮りに国際複本位制協定が締結されたとしても、参加国がかかる国際協定を恒久的に遵守する確たる保証はなく、従って協定からの離脱を見越して各国の金融業者は金獲得競争にかりたてられ、一層の金融的混乱が招致されるであろう〔II—115〕。(4)最後に、以上の如き国際複本位制協定の利害得失を比較考量したうえで多数意見報告書は結論的に、『提案されている〔幣制〕改革は大規模なものであり、著しく向う見ずな冒険であると言わざるをえない』との断を下している〔II—120〕。続いて第2に、旧比価への復帰に基づく国際複本位制協定に対しては、多数意見の批判論調はとりわけ鋭いものであった。(1)まず、旧比価への強制的復帰は必然的に通貨膨脹と物価騰貴を惹起し、その結果、債務者と債権者との関係において後者が明らかに不利益を蒙るという不公正を招くこととなる。従って『かかる目的を秘めた通貨に対する国家的干渉には弾固として反対し、またかかる改変が如何なる口実によって粉飾されていようとも、物価の人為的引き上げは害悪であると信ずる』〔II—123～125〕。(2)また、国際複本位制協定への参加国が協定を破棄する可能性、ならびにこれに伴う金融的混乱という前述の如き危険性が、この場合にも同様に指摘されうる〔II—127〕。(3)最後に、イギリスは世界の最大債権国すなわち最大の資本輸出国であるが故に、『物価騰貴、換言すれば金の購買力の縮減を招くが如き〔幣制〕改革はわが国にとって不利益である』〔II—128〕。以上、2つの案に対する批判論調のうちイギリス金融資本—投資家階級の経済的利害が赤裸裸に表明されており、多数意見の全論理の集約点は畢竟ここに存するものと看做されるが、とりわけ旧比価への復帰による国際複本位制案が通貨膨脹とインフレーション

を招致するものとして激しい批判対象とされている点が注目されよう。

最後に、多数意見報告書はインド政府の財政問題に論及し、『〔インド政府の〕困難を軽減し、現状を改善するために案出されたあらゆる提言は注意深く検討される価値がある』〔II—132〕との主旨のもとに、国際複本位制協定以外の救済策について検討を加えつつ若干の勧告を行なっている。まず、インドの金本位制採用案をとりあげて、『インドにおいて金本位制を確立する提案は重大な考慮に価するが、しかしこの選択には大なる困難性が存することも疑いない』〔II—133〕との慎重な態度を表明して問題の抜本的解決を遷延しつつ、当面の糊塗策として、(1) 銀食器税を撤廃して工業用銀需要を拡大せしめること〔II—134〕。(2) 各国における銀需要拡大のための国際的協議の必要性を承認しつつ、この国際的協議においてイギリス政府がとりうる譲歩案として、(a) インドの銀自由鑄造の停止を一定期間延期すること、(b) イングランド銀行発券部の銀保有額を現行法の許容範囲内（金保有額の $\frac{1}{4}$ ）で増額すること、以上の2点を提言して、特にラテン同盟諸国における銀鑄造の再開に期待をかけ〔II—136〕、(3) 最後に、銀を基礎とした小額紙幣の発行によって国内的な銀需要を拡大すること〔II—137〕等を勧告している。

IV 総括と展望

最後に、上来の分析結果に基づき、金銀委員会における少数意見と多数意見のうちに反映されているイギリス支配階級内部の経済的利害対抗のあり方を総括するとともに、併せてこの本位制論争の歴史的帰着点を展望しつつ、小稿の結論としたい。

まず第1に、複本位制論者からなる少数意見は、インド政府関係者、ランカシャー綿業資本＝商業資本ならびに地主階級（近代的土地所有者階級）の経済的利害を反映し、また保守党を政治的代弁者としていた。その立論の基調はイギリスにおける慢性的不況の原因を貨幣的諸要因によって説明せんとする点にあり、銀価低落によって招致されたインド為替問題、他方では貨幣数量説的見地に基づく金騰貴＝物価下落説という2つの主要論点を含んでい

た。いうまでもなく、この2つの論点は互いに重複しかつ相互に補完する関係にあるが、しかしより立ち入って考察するならば、その間に若干の注目すべき事実が伏在しているように思われる。すなわち、インド為替問題に関しては、ランカシャー綿製品の東洋向輸出の停滞とインド政府財政問題がより前面に押し出されており、他方、物価下落問題では工業・農業部門における労働者階級の失業または賃金圧下を中心とした社会問題が強調されているが、その背後には、就中深刻化しつつあった農業不況の問題が横たわっているように思われる。いま以上の点をやや敷衍していえば、一方では海外市場とりわけ東洋市場への依存度を強めつつあったランカシャー綿業資本—商業資本にとって、一般的な物価下落問題よりはむしろ特殊的にインド為替問題の解決にその利害関心の重点が置かれていたことを示し、これに対して外国穀物の輸入増大に伴う穀物価格の惨落によって地代範疇の危機に直面しつつあったイギリス地主階級は、物価下落問題の解決一般により重大な関心を寄せていたと看做される。従って両者は共に深刻な不況認識を前提としつつ、救済策として国際複本位制協定の締結を要求しているのであるが、より立ち入っていえば、ランカシャー綿業資本—商業資本（ならびにインド政府関係者）の政策的志向は、むしろ市場比価の採用に基づく複本位制によって銀価の一層の低落を抑止し、もってインド為替相場の安定を達成せんとする複本位制為替安定論と看做され、また他方、地主階級は旧比価を基礎とする複本位制によって為替問題の解決はもとより、銀を基礎とした通貨増発と物価騰貴を実現せんとするインフレーションニスト的志向を示していたと推断されよう。⁽¹⁶⁾

(16) なお、以上の如き推断を補強するものとして、例えば複本位制為替安定論の立場をとる M. L. ダーウィン⁽¹⁶⁾は、旧比価に基づく複本位制論の目的が通貨膨脹と物価騰貴にある点を批判した後、結論的に市場比価を基礎とする複本位制に賛意を表明しつつ、さらに次の如く主張している。「現下の農業不況に対する救済を真実希望して複本位制問題に期待をかけてきた人達にとっては、かかる結論は承認し難いであろう。だが、複本位制の利点については従来ひどく誇張されていたというべきである。こうした農業上の困難の真因は概して通貨制度に求められるべきではない」と、Darwin, *op. cit.*, pp. 110~111. 等しく複本位制を要求しつつも、その内部に為替安定論者とインフレーションニストの二類型が存在していたことは明らかであろう。

次に第2に、多数意見は端的にイギリスの投資家階級とこれを代表するシティ金融資本の経済的利害を反映するものであり、また政治的にはグラッドストーンに率いられた自由党と経済官僚の強力な支持を受けていた。その立論の基本線は、物価下落の原因を主として生産費・運輸費の低下と、これに伴う国際的国内的競争戦の激化に力点を置いて把握する生産力説であり、こうした基礎視角から、少数意見の深刻な不況認識とはおよそ対照的な楽観的現状認識が表明されるとともに、資本輸出利害に立脚して金本位制の堅持とデフレ政策基調の維持を要求するものであった。他方、特殊的には銀価低落に伴って招致された銀本位制国との間の為替不安、さらにインド政府の財政的困難については、その問題性を肯定する意向を示しつつ、イギリス金本位制の原則に抵触せざる限りにおいて、国際的国内的な銀需要拡大策を中心とする若干の救済策を提言することとなった。以上要言すれば、多数意見に反映されているシティ金融資本の政策的志向は、イギリス金本位制の基本線を堅持しつつ同時に銀本位制国との間の為替相場変動を防止せんとする金本位制為替安定論と規定されうるであろう。⁽¹⁷⁾

ところで、注目される点は、多数意見を構成するシティ金融資本の如上の政策的志向こそは、爾後のイギリスの本位制問題、インド為替問題に関する政策展開を貫ぬく基本線となった事実である。こうした観点から、最後にイギリス本位制論争の歴史的帰着点を簡単に展望しておこう。第1に、さきに指摘したように、シティ金融資本の政策的志向は他ならぬ歴代保守党政権下においてさえ基本的に貫徹していった事実が注目されようが、とりわけ1890年代中葉、銀価の未曾有の惨落に直面して復本位制同盟の影響力が拡大し運

(17) シティ金融資本の構造的特質に関しては、生川栄治『イギリス金融資本の成立』昭和31年、第5章をみよ。なお、念のため申し添えておくとすれば、シティ金融資本の一部、特に東洋貿易および中南米貿易の金融に関与していたマーチャント・バンカーが復本位制為替安定論の立場を主張したことは当然であろう。例えば、この点はチリ貿易に関係していたマーチャント・バンカーでかつ前イングランド銀行総裁たる H. H. ギップスが、前記の如くイギリス復本位制同盟の会長に就任した事実からも明らかである。Cf. S. G. Gheekland, "The Mind of the City, 1870-1914," *Oxford Economic Papers*, Vol. 9 (New Series) No. 3, 1957, p. 265.

⁽¹⁸⁾
 動が最後の高揚を示したにもかかわらず、イギリスの金本位体制は不動の原則として遂に微動することさえなかったのである。かくして、イギリス資本主義の頂点に位置するシティ金融権力の寡頭的支配のもとで、地主階級のインフレ政策利害を切り捨てつつ、かつまた、ランカシャー綿業資本＝商業資本の経済的利害に一定の負担を強制しつつ、イギリス資本主義はいわゆる金利生活者国家 *Rentnerstaat* への傾斜を強めてゆくこととなる。第2に、いま1点注目すべき問題は、インド為替相場不安の打開策として打ち出されたインドの幣制改革問題であろう。まず、1892年11月、再度アメリカの提唱によって開催された第3回目の、そして最後の国際貨幣会議の失敗の後、インド幣制改革問題を検討するための通称ハーシェル委員会 *Herschell Commission* は翌93年にインドにおける銀自由鑄造の停止を勧告し、これに基づいてインドは銀本位制から離脱した。続いて1898年に任命された通称ファウラー委員会 *Fowler Commission* の勧告に基づき1899年にインド鑄貨および紙幣法 *Indian Coinage & Paper Currency Act* が制定され、これを契機にインドはいわゆる「金貨の存在せざる金本位制」たる金為替本位制 *gold exchange standard* に移行して、爾来ルピー相場は略 1s. 4d. の線上で安定するに到った。⁽¹⁹⁾

かくしてインド為替問題は、シティ金融資本の金本位制為替安定論の基本路線において一応の解決策があたえられるとともに、本国の金本位制通貨にリンクされ従属した植民地通貨体制＝金為替本位制という古典的帝国主義時代における植民地的金融支配装置の原型が形成されるに到ったのである。⁽²⁰⁾

〔昭和46年12月成稿〕

〔昭和47年4月加筆〕

(18) Russell, *op. cit.*, p. 430.

(19) インドの金為替本位制については、当面、矢内原忠雄「帝国主義下の印度」『矢内原忠雄全集』第3巻、昭和38年、第2章；松岡孝児『金為替本位制の研究』昭和11年、第8章を参照。

(20) 注目すべき事実は、インドにおける金為替本位制が確立された後、タイ（1902年）、海峡植民地、フィリピン、仏領インドシナ（以上1903年）、パナマ（1904年）、メキシコ（1905年）等の各国の植民地においてつぎつぎに金為替本位制の採用が波及していったことである。正しく、この事実のうちにインド金為替本位制確立の世界史的意義を把握すべきであろう。なお、各植民地における金為替本位制の成立過程に関しては、松岡孝児、前掲書、第8章を参照。